

全教神戸市教職員組合との交渉議事録

1. 日 時：令和6年2月5日（月）18：30～18：45
2. 場 所：教育委員会会議室
3. 出席者：（市） 教職員課課長、係長（労務制度担当）、他1名
（組合） 副委員長2名、書記長
4. 議 題：病気休職にかかる休職期間の特例について及び神戸市ライフパートナー制度導入に伴う休暇制度等の改正に係る提案

5. 発言内容：

（市） 皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

さて、本日は、「病気休職にかかる休職期間の特例について」及び「神戸市ライフパートナー制度導入に伴う休暇制度等の改正」についてご提案させていただきたいと考えております。

それでは、「病気休職にかかる休職期間の特例」につきまして説明いたします。お配りしております「病気休職にかかる休職期間の特例について（案）」をご覧ください。

「1. 概要」についてでございますが、公務災害による傷病に起因する疑いのある疾病により病気休職となり、公務災害の認定申請を行う場合、審査・認定に相当の期間を要し、休職期間が長引く場合は、公務災害の認定前に休職期間が満了することも想定されます。そのため、特に必要と認める場合に限り、休職期間の上限の延長が可能となる特例を設けることといたします。

「2. 改正内容」でございますが、「（1）休職の事由」といたしまして、公務上の負傷又は疾病に起因する蓋然性を有する疾病により療養を要し、かつ、当該疾病にかかる公務災害認定に関する決定等がある前に、休職期間の上限を超えることが見込まれ、任命権者が休職期間を延長すべきと特に認める場合といたします。

また、「（2）休職の期間」といたしまして、任命権者が特に必要と認める期間といたします。ただし、当該疾病にかかる公務災害認定に関する決定等があった場合は、休職期間の延長を打ち切ることといたします。

「3. 改正時期」につきましては、令和6年4月1日といたします。

説明は以上でございます。

続きまして、「神戸市ライフパートナー制度導入に伴う休暇制度等の改正」につきまして説明いたします。お配りしております「神戸市ライフパートナー制度導入に伴う休暇制度等の改正（案）」をご覧ください。

「1. 概要」についてでございますが、神戸市ライフパートナー制度もしくは他都市の同様の制度を利用し、パートナー関係にあることを宣誓した職員に対し、パートナ

一に関する休暇制度等の取得が可能となるよう制度を改正いたします。

「2. 改正案」でございますが、取得が可能となる休暇制度等については表に記載のとおりといたします。なお、制度利用にあたっては、パートナー関係にあることを示す宣誓書受領証の写し等の書類を所属長が確認することといたします。

「3. 実施時期」につきましては、令和6年4月1日といたします。

説明は以上でございます。

- (組) 病気休職者にかかる休職期間の特例は、特に必要と認める場合に限り、休職期間の上限の延長が可能となる特例を設けるとあるが、どのような場合を想定されているのでしょうか。
- (市) 想定される事例は極めて低いものと思われしますので、特異な事例が発生した場合に判断していくことになります。
- (組) 神戸市ライフパートナー制度の中で今回は休暇制度との認識でよろしいでしょうか。
- (市) その通りです。
- (組) パートナーの親族の介護休暇等について今回は認められていないが、今後認められていくのかでしょうか。
- (市) 認められていくことが決定しているわけではないが、今後国動きやさまざまな考え方のなかで必要に応じて制度変更を検討していくことになるかと考えています。
- (組) 本提案については、この場で“了”とさせていただきます。